

令和 2 年 4 月 2 8 日

保護者の皆様

四日市市教育委員会

市立小中学校の臨時休業延長について

日頃は、本市の教育活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休業を延長することとなりました。

つきましては、本市において、下記のとおり対応しますのでご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)

※この期間については、今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

2 児童生徒の一時預かりについて

期間中、自宅等で子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒の居場所を確保するため、以下のとおり、学校での一時預かりを行います。

○実施時間：平日午前8時30分から午後3時30分

○対象：小学校全学年児童、中学校特別支援学級在籍生徒及び放課後等デイサービスを利用している生徒

○場所：お子様が在籍する学校

○持ち物：マスク、筆記用具、学習に係る道具等、上靴、弁当、水筒など

○手続き：利用にあたっては、「臨時休業中の児童一時預かり申込書」を四日市市ホームページからダウンロードしていただく、または、送迎の際に学校で直接ご記入いただき、学校に提出してください。

3 臨時休業中の児童生徒の行動について

(1) 休業中も朝夕の検温と健康観察を行って健康観察表に記録し、健康状態の把握に努めてください。

(2) 不要不急の外出は避けてください。

- (3) 不特定多数の人と接する機会の多い場所やイベント等への参加は避けてください。特に、感染状況が拡大している地域への外出は自粛してください。
- (4) 規則正しい生活を送り、十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を心がけてください。
- (5) 手洗い・咳エチケット・マスク・うがい等の感染症対策を徹底してください。
- (6) 発熱や風邪症状がみられる場合は、安静にし、十分な休養をとり、経過をみてください。
- (7) 風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、四日市市保健所等の相談機関に相談してください(基礎疾患のある方は2日間)。その場合は、学校へもご連絡ください。
- (8) お子様の同居のご家族等が、保健所や医療機関等から自宅待機を指示された場合は、必ず学校にご連絡ください。

4 その他

- (1) 家庭学習については、各学校から配付された教科書や家庭学習教材を中心に計画的に行うようお子様にご指導ください。また、教科書とともにオンライン学習教材(「学んでE-net!」)を積極的にご活用ください。
- (2) 児童生徒の心と体の健康保持を目的として、小中学校の運動場を開放します。使用できる時間は、平日午後1時から午後4時とします。
- (3) 臨時休業期間中における中学校の部活動は、行いません。
- (4) 臨時休業後の取組について
臨時休業に伴う児童生徒の学びを保障するために、次のような取組を予定しております。
- ①長期休業期間の短縮及び補習
以下のように、夏季休業日及び冬季休業日を短縮することで、臨時休業中の学習に係る授業時間を確保します。また、夏季休業中、希望される児童生徒を対象に、補習の期間を設定し、学習内容の定着を図ります。
- 長期休業期間の短縮(予定)
- | | |
|------|--------------------------|
| 1学期 | ～7月31日(金)終業式 |
| 夏季休業 | 8月1日(土)～8月23日(日) |
| 2学期 | 8月24日(月)始業式～12月25日(金)終業式 |
| 冬季休業 | 12月26日(土)～1月7日(木) |
| 3学期 | 1月8日(金)～ |
- 夏季休業中の補習
- | | |
|----|-------------------|
| 期間 | 8月3日(月)～7日(金)の5日間 |
|----|-------------------|
- ②その他、始業時間の変更や休み時間の短縮等、一日の日課の工夫や学校行事の事前・事後指導にかかわる時間を短縮するなどの取組を行い、授業時間を確保していきます。